

# 対 EU 水産物輸出に係る問題点及び今後の対応への提言

## 1. 経緯等

- (1) 対 EU 水産物輸出については、平成 7 年 3 月に実施された EU による我が国水産加工場等の査察において、HACCP による管理が行われていないなどの衛生上の問題点が指摘され、ホタテガイについては、EU の定める要件に適合していないとして、査察結果を踏まえて、同年 4 月に EU は全面的な輸入禁止措置を講じた。また、厚生労働省は「対 EU 輸出水産食品の取り扱い要領」の改定を行った。
- (2) このため、厚生労働省、水産庁は、対 EU 輸出ホタテガイ等二枚貝を取り扱う加工施設及び生産海域等について、EU の定める衛生要件に適合するように実施要領及び管理体制を整備し、平成 15 年 3 月に EU 向け輸出は再開された。また、我が国からの水産関係で輸出金額の最も多い錦鯉については、平成 17 年 9 月上旬に査察を受けたが、EU における定義の変更により、日本の錦鯉は査察の対象外となった。
- (3) しかしながら、我が国からの対 EU 水産物の輸出は、諸外国に比較して順調とは言えない現状にある。

(注) ホタテガイの EU への輸出の解禁は、別添「対 EU 輸出水産食品の取り扱いに係る経緯」では、平成 14 年 6 月となっているが、実際に解禁になったのは、平成 15 年 3 月である。

## 2. 水産物の EU への輸出と米国への輸出の違い

我が国から EU 又は米国に水産物を輸出する場合、関係施設の認定又は登録において表 1 のような違いがある。

表 1 漁船、市場、養殖場加工場の認定又は登録の有無

	漁船の登録	市場の登録	養殖場登録	加工場認定
米国	×	×	×	○
EU	○	○	○	○
我が国で登録又は認定を行う者	都道府県水産部	都道府県等衛生部	都道府県水産部	都道府県等衛生部

(注 1) 上記表中の○は必要、×は必要ない。

(注 2) 我が国では、登録又は認定の実務は、都道府県が行っている。

## 3. 我が国における対 EU 関連市場の登録等の現状

我が国における市場の登録等の現状及び諸外国との比較は、表 2 及び表 3 の通りである。

表 2 我が国における対 EU 関連市場の登録等の現状

市場の登録数	HACCP 認定加工場	漁船の登録数	養殖場の登録数
0	22	134	74

表3 対 EU 輸出水産物に係る HACCP 認定水産加工場及び市場登録数

国名	日本	インド	タイ	インドネシア	韓国
認定水産加工場数	22	262 以上	350 以上	170 以上	62 以上
市場登録数	0	0	0	0	0
対 EU 窓口	厚生労働省	インド商業省 (輸出検査庁)	タイ国水産局	海洋水産省	国立水産物 品質検査院

(注) 国立水産物品質検査院は、農林水産食品部の下部機関である。

#### 4. 対 EU 水産物輸出にかかる産地市場等について

##### (1) 産地市場の有無等

産地市場は、米国、カナダには存在しない。タイにおいては、セリを行わないために EU の言う市場には該当せず、EU には荷揚げ場として報告している。インドネシアには存在しないが、韓国には存在する。EU 加盟国には、市場は存在するが、登録は加盟国まかせであるため、衛生管理のバラツキは大きい。

##### (2) 市場の登録等

対 EU 水産物輸出に係る市場の登録は、米国、カナダ、タイ、インドネシア、韓国では登録の実績はない。これらの国では、市場の登録が必要とされる陳列、セリ売り以外の漁船から加工場への直接搬入、相対による取引などで原料の入手を行っている。

#### 5. 我が国と諸外国の対 EU 水産物輸出への取り組みの違い等

EU への水産物の輸出については、国によって担当するところが異なっており、タイ国は水産局、インドネシアは海洋水産省など水産業の振興に関係するところが担当している場合が多い。日本の場合は、厚生労働省と農林水産省（水産庁）となっているが認定、登録の実務は、都道府県が行っている。これまでの調査で明らかになったこととして、水産加工場の認定の厳しいのは日本で、その他の国は、自国の消費者に提供する水産加工品より若干衛生管理を強化した程度である。また、我が国から EU への水産物の輸出は、為替レートの他に市場の登録、加工場の認定が容易でないことも輸出の大きな阻害要因になっている。

#### 6. 対 EU 水産物輸出に係る問題点等

- (1) 市場登録、加工場の認定の実務はほとんど都道府県が実施しており、中国向け輸出水産食品の証明書発行のように、民間機関へ委託された事務はない。
- (2) 諸外国に比較し、我が国の対 EU 輸出関連水産加工場の認定数は、極端に少ない。
- (3) 諸外国では、対 EU 輸出に関連する市場登録、加工場認定は水産局などの国の一

つの組織が実施しているが、わが国では、厚生労働省と農林水産省の2組織が関与しており、実務は、都道府県が担当しており、都道府県職員（指名食品衛生監視員）には、過度の責任がかかり登録または認定の基準は高くなっていると思われる。

- (4) 水産加工場の EU 査察の際の現場対応は、指名食品衛生監視員が全面的に対応しており、この点でも指名食品衛生監視員には、過度の責任がかかっている。タイ、インドネシアなどでは、国の組織が対応している。
- (5) 指名食品衛生監視員は、都道府県、指定都市、中核市、特別区の食品衛生監視員が指名される。現在、約 1800 名の指名食品衛生監視員がおり、ほとんどは都道府県職員である。
- (6) 食品衛生法は、以前は、機関委任事務であり、国と地方自治体の食品衛生関係者の結びつきは強かったが、現在は、自治事務であるので以前ほど強くはない。
- (7) 指名食品衛生監視員の養成講習会は、諸般の事情から、平成 21 年からは厚生労働省ではなく、国立保健医療科学院及び都道府県が実施している。
- (8) 某企業は、海外で操業する加工船を有しているが、日本では認定が困難であるので、船籍を外国に移すことも考えている。（船籍が東京都〇区にあるので、〇区の指名食品監視員が行くことになるが、可能性は低い。）
- (9) 北海道の秋サケは、登録市場がないことなどから中国に輸出し、中国で加工し、EU に輸出している。北海道標津では、1 日に数万匹の定置のサケが水揚げされる。水揚げ時の外気温は数度で、漁船は、魚槽に潤沢に氷を積んでおり、漁船からは大きな氷の入った合成樹脂のタンクにサケは移される。屋内でセリを行うとなれば、年間数日のために巨大な市場が必要となり、EU 輸出のためには陳列、セリ売り以外の方法の実施が急務となっている。
- (10) 某企業は、タイの関連工場からの対 EU 向けの輸出を強化しており、わが国において食品産業の空洞化が起きている。
- (11) 産地市場の登録がゼロであるため、EU 輸出のための加工原料の入手が困難である。
- (12) 対 EU 水産物の輸出は、タイ、インドネシア、インド、韓国では、産業振興に関係する省庁が所管している。

※対 EU 水産物輸出に係る海外調査結果概要抜粋（韓国）、（インド）を参照

## 7. 輸出水産物に係る法律上の位置づけ

- (1) 対 EU 輸出水産食品を含む輸出用食品の衛生確保対策は、厚生労働省及び都道府県等が実施しているが、法律上の根拠は明確ではない。

(注 1) 厚生労働省設置法第 4 条(所掌事務)では輸出食品の検査は明記されていない。しかし、厚生労働省組織令第 58 条(監視安全課の所掌事務)第 7 号では「食品及び添加物の衛生に関する輸出検査に関すること（基準審査課の所掌に属するものを除く。）」との規定があるが、既に廃止された「輸出検査法」に基づく規定と思われる。

(注 2) 農林水産省設置法第 4 条(所掌事務)第 11 号では「所掌事務に係る物資について

の輸出入並びに関税及び国際協定に関する事務のうち所掌に係るものに関すること。」との規定がある。

- (2) 地方分権推進のための関係法律整備法及びこれに伴う関係の改正法令が平成 12 年 4 月から施行されたことにより、食品衛生法に基づく事務が機関委任事務から自治体固有事務となった。これに伴い、対 EU 輸出水産食品の取扱要領の実施(役割分担、EU 査察の対応等)に関する相互理解が重要であり、関係者(厚生労働省、地方厚生局、農林水産省、水産庁、都道府県衛生部・水産部等)の緊密な連携が必要である。

## 8. 北海道における取組の事例

北海道においては、現行の対 EU 水産物輸出システムを円滑に推進するためには 関係者間の連携が一層必要であることから、北海道庁、地方厚生局、北海道漁連の 3 者の連携を密にして対応している。

## 9. 今後の対応への提言

### (1) 当面の対応への提言

- ① 現行の対 EU 水産物輸出に係る登録及び認定システムをより円滑に動かすためには、都道府県、地方厚生局、漁連、加工業者間の連携を密にする必要がある。
- ② 魚介類を陳列し、セリ売りする場合は、市場の登録が必要であるが、相対取引、ホタテの荷割り(加工に必要なホタテ水揚げ量につき、事前に水揚げする者に割り当てし、水揚げさせる方法。)などにより、市場登録がなくても加工原料を入手しているので、当面は市場登録が必要ない事例の収集に努め、その結果を関係者に周知する。

### (2) 対 EU 水産物輸出に係る登録及び認定システムの再構築への提言

- ① 現在、特に問題となっているのは、平成 7 年の EU 査察後、「対 EU 輸出水産食品の取り扱い要領」の見直しが行われて、約 14 年経過するが市場の登録がないことや水産加工施設の認定数が 22 と少ないことである。
- ② この主な原因は、輸出水産物の安全性確保の義務がない都道府県等の指名食品監視員が現場での責任の相当部分を負わなければならないことやこれら指名食品衛生監視員を援護するシステムが整備されていないことなどのために指名食品衛生監視員は、市場登録や加工場認定の基準を高くせざるを得ないことが大きな原因と考えられる。
- ③ 指名食品衛生監視員制度は、法的な義務付けが明確でなく、都道府県等の協力により行われているのが現状である。今後、輸出水産物に係る登録や認定の件数が増加すれば、これまでのように都道府県等の協力が得られる保証はない。
- ④ 我が国では、漁船の登録、養殖場の登録、市場の登録、水産加工場の認定の現場の実務のほとんどは都道府県職員が行っているが、諸外国では国の機関が実施しており、EU 査察官対応も国の組織が対応している。
- ⑤ 諸外国の事例としては、タイでは、国内の水産物の安全性の確保は、厚生労

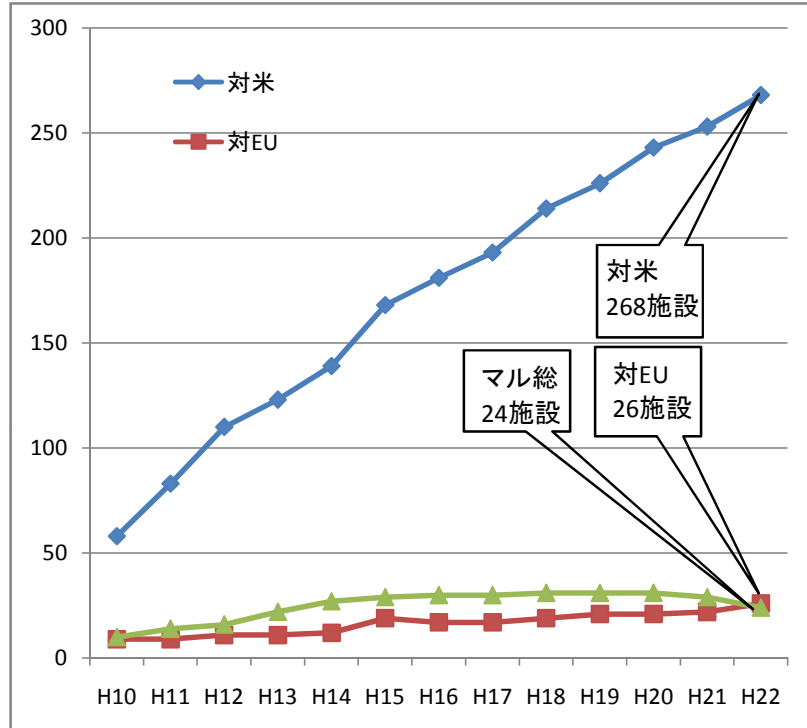
働省に相当する国の機関が、対 EU 輸出水産物の安全性に関する業務は、タイ国水産局が担当している。また、インドネシアでは、タイと同様に、国内は厚生労働省に相当する機関が、輸出水産物の安全性に関することは、すべて海洋水産省が担当している。

- ⑥ 我が国のように国内も対 EU 輸出水産物の安全性確保も厚生労働省が担当しているのはまれな例と判断される。
- ⑦ 対 EU 水産物輸出については、諸外国の事例も参考にして対 EU 水産物輸出に係る登録、認定システムを再構築し、対 EU 水産物輸出の円滑化を図ることが重要である。また、登録、認定に必要な人材の確保及び教育訓練についても配慮する必要がある。

出典：水産庁補助事業「平成 22 年度水産物フードシステム品質管理体制構築推進事業総合推進検討会結果報告(平成 23 年 3 月 社団法人大日本水産会)

## 水産食品に係るHACCP導入等の現状

HACCP認定工場の推移



対EUの漁船、養殖場及び市場の登録、  
加工船及び加工場の認定

冷凍船の登録	103漁船	都道府県水産部局
生産漁船の登録	62漁船	都道府県水産部局
養殖場の登録	74施設	都道府県水産部局
市場の登録	0施設	都道府県の衛生部
加工船の認定	0施設	都道府県の衛生部
加工場の認定	26施設	都道府県の衛生部

対EU水産食品に係る市場登録については米国、カナダ、タイ、インドネシア、インド、韓国においてはゼロ

外国における対EU認定工場について

認定状況		対EU窓口
タイ	294施設	タイ国水産局
インドネシア	170施設	インドネシア政府 海洋水産省
インド	265施設	インド商業省 海産物輸出振興局
日本	26施設	厚生労働省
韓国	66施設	国立水産物品質検査院

HACCP認定工場内訳

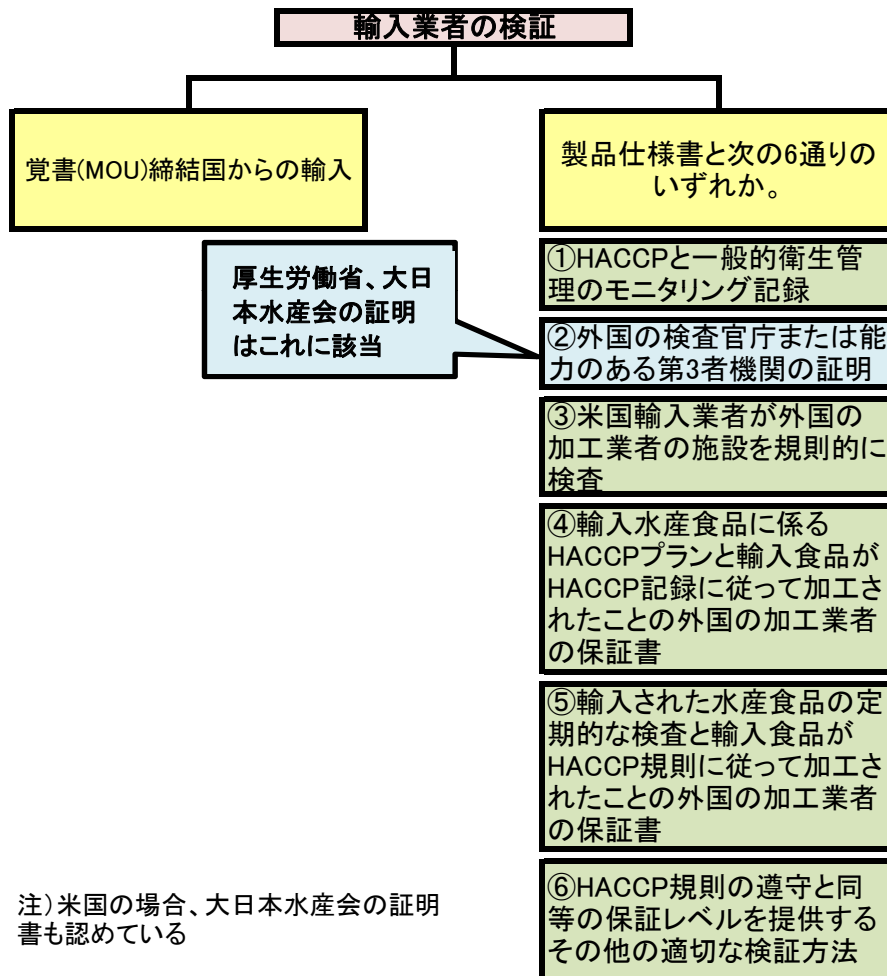
年度	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
対米国輸出	58	83	110	123	139	168	181	193	214	226	243	253	268
うち厚生労働省認定	48	56	57	62	67	85	85	85	87	87	86	82	80
うち大日本水産会認定	10	27	53	61	72	83	96	108	127	139	157	171	188
対EU輸出	9	9	11	11	12	19	17	17	19	21	21	22	26
国内向け※	10	14	16	22	27	29	30	30	31	31	31	29	24
計	77	106	137	156	178	216	288	240	264	278	295	304	318

※厚生労働省承認(魚肉練り製品の総合衛生管理製造過程による食品の製造又は加工)

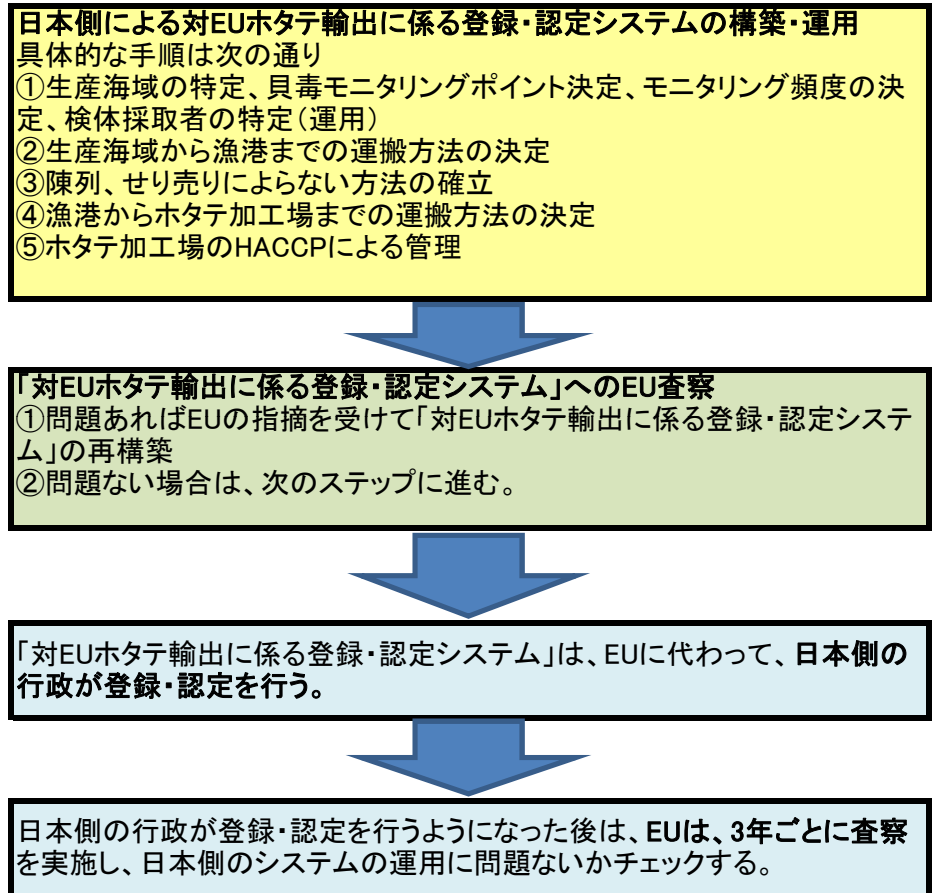
# 米国またはEUに水産食品を輸出する場合の登録・認定の相違について

## 米国への水産食品輸出について

FDAの水産食品HACCP規則123.12輸入品に対する特別の義務により  
**米国の輸入業者が検証を行う。**  
 (米国の輸入業者は、次により検証し、必要な書類をFDAに提出)



## 対EUホタテ輸出に係る登録・認定システムについて



- (注)
1. ホタテ以外の水産物の対EU輸出は、ホタテに準じる。
  2. 登録・認定に係る者は、ホタテのサンプリングを含め行政に従事する者